

川越町中小企業等持続化給付金Q&A

1 制度について	
1	<p>Q どのような制度ですか？</p> <p>A 事業者に対する川越町独自の支援として、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入（売上高）が減少している中小企業・個人事業者等へ給付金の支給を行います。令和2年1月から12月までのある月の事業収入（売上高）と前年同月の事業収入（売上高）を比較し、20%以上50%未満減少していれば給付の対象となります。給付額は、法人上限40万円、個人事業者上限20万円となります。</p>
2	<p>Q 国の「持続化給付金」と併せて申し込みはできますか？</p> <p>A 国の「持続化給付金」の給付を受けた方、また今後給付を受ける予定の方は、川越町持続化給付金の申請はできません。</p>
3	<p>Q 本給付金事業は、先着順ですか？</p> <p>A 先着順ではありません。申請期間内に申請がなされ、町の審査において給付要件を満たしている事業者全員に給付します。</p>
4	<p>Q 川越町持続化給付金は、いつから申請ができますか？</p> <p>A 令和2年10月1日（木）から受付を開始し、令和3年2月26日（金）に受付を終了します。</p>
2 対象者について	
5	<p>Q 交付対象者に要件はありますか？</p> <p>A 交付対象者となるには、令和2年4月1日時点で以下の要件を満たしていることが必要です。 【法人の場合】 (1) 中小企業に該当すること。 ・ 資本金又は出資の総額が10億円未満。 ・ 資本金又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員が2,000人以下。 (2) 町内に本店があること。 【個人事業者の場合】 (1) 町内で事業を行い、町内に住民登録があること。 (2) 確定申告を行っていること。 【法人・個人事業者等共通】 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から令和2年12月までの間において、1カ月の事業収入（売上高）が前年同月と比較して20%以上50%未満減少している月があること。 (2) 令和2年3月以前から事業収入（売上高）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 (3) 国の持続化給付金の交付を受けておらず、今後も交付を受けないこと。</p>
6	<p>Q NPO法人も対象者になりますか？</p> <p>A 対象者になります。令和2年4月1日時点において中小企業の要件を満たすNPO法人のほか、医療法人、農業法人、社会福祉法人等も対象になります。</p>

7	Q	対象とならない業種はありますか？
	A	<p>交付対象者（法人・個人事業者）において、以下に該当する場合支給の対象になりません。</p> <p>(1) 法人税法別表第1に規定する公共法人（土地改良区、土地開発公社など）に該当する場合。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者の場合。</p> <p>(3) 川越町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当している場合。</p> <p>(4) 宗教活動や政治活動をおこなっている場合。</p> <p>(5) その他、町長が公共上の理由から支給が不相当と認められた場合。</p>
8	Q	町内に店舗を有するが、本店が町外の場合は対象になりますか？
	A	本店が川越町外にある場合は、対象になりません。同様に個人事業者の場合は、町内に店舗があっても住民登録地が川越町外の場合は、対象になりません。
9	Q	対象となる事業収入（売上高）とは何ですか？
	A	<p>対象となる事業収入（売上高）は以下のとおりです。</p> <p>【法人の場合】法人税の確定申告書「別表一」の「売上金額」となります。</p> <p>※雑収入や営業外損益、特別損益は対象外です。</p> <p>【個人事業者の場合】確定申告書第一表「収入金額等・事業」のうち「営業等」または「農業」が対象になります。また、業務委託契約等に基づく収入を主たる収入として雑所得又は給与所得で確定申告をしている方はその収入が対象事業収入となります。</p>
10	Q	令和2年4月2日以降に住所（本店所在地）が変更になりました。
	A	<p>令和2年4月2日以降に町外へ転出（移転）した。 ⇒交付対象になります。</p> <p>令和2年4月2日以降に町内へ転入（移転）した。 ⇒交付対象になりません。</p>
11	Q	異なる会社を町内で複数経営している場合、それぞれで申請できますか？
	A	法人ごとにそれぞれ申請することは可能です。
12	Q	個人から法人に事業形態を変更しており（又はその逆）確定申告書等で前年の事業収入（売上高）と比較ができない場合はどうすればいいですか？
	A	同一事業を個人事業者から法人へ（又はその逆）事業の形態を変更している場合は、旧事業形態の前年同月の事業収入（売上高）と比較することで申請は可能です。別途資料として、事業形態が変更となった経緯が分かる資料（開・廃業届、履歴事項全部証明書）等を提出してください。提出に必要な書類については、個別にご案内しますのでご相談ください。
13	Q	開業から日が浅く、前年の1年分の事業収入（売上高）が存在しない場合はどうすればいいですか？
	A	2019年に設立・開業した場合、2019年の事業収入（売上高）の月平均の12ヶ月分を前年の事業収入（売上高）とすることができます。2020年の1月から3月に設立・開業した場合は2020年の事業収入（売上高）の月平均の6ヶ月分を減少前の事業収入（売上高）とすることができます。詳細については、個別にお問い合わせください。

3 申請について		
14	Q	申請は、どのように行いますか？
	A	郵送にて提出してください。 ※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。 【郵送先】〒510-8588 三重県三重郡川越町豊田一色 280 川越町役場 産業建設課 持続化給付金担当
15	Q	申請に必要な書類は何ですか？
	A	法人と個人事業者で必要な書類が異なります。詳しくは、申請のご案内をご覧ください。
16	Q	対象月とは何ですか？
	A	令和2年1月から令和2年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、前年同月比で事業収入（売上高）が20%以上50%未満減少した月で、申請者が任意に選択した月をいいます。
17	Q	対象月の事業収入（売上高）を示す書類はどのようなものですか？
	A	申請する対象月の事業収入額が分かる書類であれば、形式に指定はありません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳等を提出してください。 ※通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。 ※対象となる【売上月】【売上高】【合計額】を記入してください。 ※売上高が0円の場合も対象月の売上高が【0円】と記入してください。
18	Q	確定申告書の控えに税務署等の收受印がありません。
	A	確定申告書の控えに税務署等の收受印が押印されていない場合は、税務署にお問い合わせください。收受日付印の押印が受けられない場合、代わりに次の書類を提出してください。 【法人の場合】 税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入（売上高）を証明する書類（様式自由）を提出してください。 ※e-Taxの場合は「受信通知」を提出してください。 【個人事業者の場合】税務署発行の納税証明書を提出してください。 ※e-Taxの場合は「受信通知」を提出してください。
19	Q	法人の申請ですが、振込先の通帳の名義は個人でもいいですか？
	A	給付金の振込先の口座名義は、申請者本人と一致する必要があります。ただし、申請者が法人の場合は、法人代表者の個人名義の口座であれば大丈夫です。
20	Q	申請書の記入方法が分かりません。
	A	町のHPの記入例を参照してください。
21	Q	給付金の交付・不交付のお知らせはありますか？
	A	申請内容を審査し、不交付の場合のみ結果を通知します。

22	Q	事業収入（売上高）が前年同月比▲50%以上ですが、国の持続化給付金を申請しない場合は、町の給付金を申請できますか？
	A	町の給付金の対象は、前年同月の事業収入（売上高）と比較して20%以上50%未満減少している場合であるため、国の持続化給付金を申請しない場合でも、町の給付金を申請することはできません。
23	Q	複数の事業や部門がある場合、切り分けて申請することはできますか？
	A	申請は、法人又は個人事業者単位になりますので、事業所や部門で個々に申請はできません。
24	Q	現在、事業収入（売上高）が前年同月比▲40%ですが、今後▲50%となる可能性があります。
	A	現状で町の持続化給付金を申請はできますが、国の持続化給付金を後から受けた場合、町の給付金を返還していただく必要があります。町の持続化給付金の締め切りは、国の締切の2週間後の令和3年2月26日となっていますので、可能であれば業況を十分見極めていただき、対象となる国又は町の制度をご利用ください。